

## 公益社団法人大分県社会福祉士会公印規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大分県社会福祉士会における公印の管理、使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

### (公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな形、寸法及び公印を管守する者（「公印管守者」という。）は、別表のとおりとする。

### (公印の管理)

第3条 公印は、常に堅固な容器に収め、施錠して一定の場所において管理しなければならない。

2 公印は、会長の承認を受けた場合のほか管理する場所以外に持ち出してはならない。但し、公印管守者が認めた場合は、この限りではない。

### (公印の新調)

第4条 公印は、次に掲げる理由によらなければ、新調、改刻又は廃止することができない。

- (1) この法人の定款又は規定等の制定又は改廃があり、公印を新調、改刻又は廃止する必要が生じたとき。
- (2) 公印を紛失又は盗難にあったとき。
- (3) 公印が偽造又は不正に使用されたと認められるとき。
- (4) 公印の印面等が磨滅又は損しているとき。

### (公印の使用)

第5条 公印は、公益社団法人大分県社会福祉士会の文書以外には使用してはならない。

2 公印を使用しようとするときは、浄書文書に決裁済の文書を添えて、公印管守者の承認を受けなければならない。

### (公印印影の印刷)

第6条 公文書で多数印刷するものにあつては、公印管守者が支障ないと認めたときは、その公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 定例的かつ定型的で一次に多数印刷する文書等のうち、公印を押印すべきものについては、予め公印管守者の承認を受け、公印の印影を印刷して公印に代えることができる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

この規則は、令和4年5月18日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	公印管守者	寸法及びひな形	
		寸法	ひな形
会長印	事務局長	直径 1.8 c m	